

(議事録)

賃金室長補佐

令和4年度 第1回特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。
なお、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、補佐である私が司会進行を務めさせていただきます。

8月3日に開催されました第3回審議会において、埼玉労働局長からの特定最低賃金の改正決定の諮問を受けまして、特定最低賃金専門部会が設置されることとなり、各団体からの推薦により委員の任命をいたしました。委員になられた方々には予め辞令を座席に置かせていただきました。

まず、定足数の確認をいたします。なお、業種名は略称で申し上げます。非鉄金属は8名の出席、1名の欠席、電子部品は7名の出席、2名の欠席、輸送用機械は9名の出席、光学機械は9名の出席、自動車小売は9名の出席、となっております。各専門部会とも委員の3分の2以上が出席されていることから、審議会令第6条第6項の規定により、各専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本合同専門部会は公開としておりますが、傍聴者はおられません。

続きまして、北代埼玉労働基準部長からご挨拶申し上げます。

労働基準部長

労働基準部長の北代でございます。

皆様には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、去る7月28日に開催されました第2回埼玉地方最低賃金審議会において、埼玉労働局長からの県内5つある特定最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問を受け、8月3日の第3回本審で「改正の必要性あり」との答申を受けたことから、同日、金額改正の諮問をさせていただきましたことを受け、特定最低賃金の各種専門部会を設置することとなり、各団体からの推薦等により専門部会委員の任命をさせていただきました。委員になられた皆様方には、あらかじめ机上に任命通知を置いてありますので、ご確認の程、よろしく願いいたします。

この特定最低賃金の審議につきましては、労使のイニシアティブをもって進めていただくものでございますが、審議日程は、非常にタイトであることから、それぞれ次の各種専門部会で金額審議をしていただき、各部会報告を取りまとめていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、簡単な事務の流れを説明させていただきながら、本日の合同専門部会の開催に当たりまして、冒頭のご挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

賃金室長補佐 続きます、埼玉地方最低賃金審議会 土屋会長からご挨拶をお願いいたします。

土屋会長挨拶 審議会会長の土屋です。今日はよろしくお願ひします。本日は皆さまお忙しいところご参加いただきありがとうございます。埼玉県地域別最低賃金につきましては労働者側委員、使用者側委員、公益委員の間で真摯に議論をいたしまして、全会一致で 31 円引上げ、時間額 987 円ということで決定し、来月 10 月 1 日から発効ということになっております。本日からは特定最低賃金の審議が始まるということで、原材料費の高騰、消費者物価の大幅な上昇等、企業経営、働く人の生活を取り巻く環境が大変厳しい状況の下での審議ということになります。先ほど労働基準部長からもありましたが、特定最低賃金は労使のイニシアティブで決定される、そういう性格のもので、難しい状況ではありますが特に労働者側委員、使用者側委員に置かれましては格別のご尽力をいただき、適切な結論が得られますよう、よろしくお願ひいたします。

賃金室長補佐 次に、委員のご紹介ですが、委員名簿の配布をもって、ご紹介に代えさせていただきます。次に、事務局を紹介させていただきます。賃金室長の小暮です。賃金指導官の武藤です。

続きます配布資料の確認をさせていただきます。目次読み上げは省略いたしますが、欠落等ありましたら、事務局にお申し付けください。

議題 1 は各部会長及び部会長代理の選出についてです。

部会長及び部会長代理は最低賃金法第 25 条第 4 項の準用規定による同法第 24 条において「公益委員の中から委員が選挙する」と規定されています。この会議に先立って公益委員の皆様にご協議をいただいたところ、

非鉄金属	部会長	鈴木委員	部会長代理	小山委員
電子部品	部会長	鈴木委員	部会長代理	土屋委員
輸送用機械	部会長	福田委員	部会長代理	小山委員
光学機械	部会長	福田委員	部会長代理	土屋委員
自動車小売	部会長	満木委員	部会長代理	小山委員

とのご推薦がありました。委員の皆様にお諮りし、承認を得たいと思ひます。推薦のとおりでよろしいでしょうか

(異議なし)

賃金室長補佐 例年、全体の議事進行は各部会長の中から部会長代表を決めていただき、議事進行をお願いしているところです。事前の打合わせにより、自動車小売の部会長であります満木部会長の推薦がありました。推薦

なお、申出書には今年度のもものが添付されており、申出要件に影響を及ぼすものではありません。また、必要性の有無の判断においても、この資料を参照してはなりませんので、判断に影響を及ぼすものではないと考えます。

これについて、何かご意見があればお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

満木部会長代表

ただいまの事務局の説明について、何かご意見はございますか。

意見が無いようですので、今回の資料の差し替えは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の判断に影響を及ぼすものではないと判断し、このまま審議を継続します。事務局から、資料の説明を続けてください。

賃金室長

資料の説明を続けます。No.8が埼玉県の最低賃金の推移で、金額の推移と引き上げ額の推移を表とグラフで示しています。No.9は各特賃ごとの未満率と影響率の推移です。そして、この影響率を算出した調査が最低賃金に関する基礎調査という調査で、その5業種の調査結果がNo.10からNo.15です。続いてNo.17で、日本経済団体連合会発表の春闘の妥結結果を、No.18で雇用情勢を表す埼玉労働市場ニュースをつけています。続いてNo.19で毎月勤労統計調査を、No.20でさいたま市の消費者物価指数を、No.21で埼玉県の前工業指数をつけています。最後に、No.22と23で自動車関係の資料をつけています。資料の説明は以上となります。

満木部会長代表

それでは、次回の金額審議の開催日程について、確認したいと思います。開催日程については、事前調整により資料No2のとおり日程案をお示ししているところです。こちらの開催日程で不都合な方はいらっしゃいますか。

(なし)

全員出席ですので日程どおり開催することとします。

議題4はその他です。まず、委員の先生方から何かありますか。事務局から何かありますか。

賃金室長

特に用意しているものはありません。

満木部会長代表

それでは、次回開催予定の第2回特定最低賃金専門部会は、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当すると思われまますので、議事は非公開、議事録を公開とします。これで第1回特定最低賃金合同部会を終了します。

— 了 —